

# 川崎市中小企業トライアル実証事業 留意事項等

## 1 事業の目的

実証フィールドの提供や、行政視点による製品評価のフィードバック等を通じて、顧客・社会に求められる市内中小企業の新たな製品の開発・既存製品の改良等を支援することで、豊かな市民生活の実現や、質の高い行政サービスの提供など本市が抱える行政課題の解決を図ることを目的とする。

## 2 対象事業

本市が設定したテーマに係る行政課題の解決につながる製品を提供できる市内中小企業が単独又は他企業等と連携して新たな製品の開発及び既存製品の改良等を行うものとする。

＜対象外となる事業＞

- ・食品衛生法で規定する食品
- ・医薬品医療機器等法で規定する医薬品・医薬部外品・化粧品及びそれに類するもの
- ・建設工事等における工法・技術
- ・その他、実証フィールドの提供が著しく困難な製品

## 3 事業対象者

申請にあたっては、次のすべての要件を満たす必要があります。

(1) 市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小企業者等。ただし1年未満でも市長の指定する施設等に本店（主たる事務所）を有している中小企業者等は対象となります。

(対象施設等)

- ①かながわサイエンスパーク
- ②かわさき新産業創造センター
- ③テクノハブイノベーション川崎
- ④明治大学地域産学連携研究センター
- ⑤ナノ医療イノベーションセンター
- ⑥その他のインキュベーション施設であって、市長が特に認めるもの

※「中小企業者等」とは、

① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条1項に規定する中小企業者

② ①に掲げる中小企業者が主たる構成員となっている中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に掲げる組合及び団体

※政治団体、宗教上の組織又は団体に該当する場合を除く

(2) 川崎市税及び川崎市に対する債務の支払い等の滞納がないこと。

(3) 大企業が実質的に経営に参画していない者であること。

① 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している者

② 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、大企業の所有に属している者

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者

※大企業とは、中小企業者等以外の企業を言います。大企業には、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合は含まれません。

(4) 代表者又は役員に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6条に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。

(5) 事業を営むに当たって、関連する法令及び条例等を遵守していること。

#### 4 申請要件

申請にあたっては、本市の目的や効果を満たしている提案をいただく必要があります。基本的事項については次のとおりです。なお、テーマによって具体的な要件が設定されている場合がありますので、別紙「募集テーマについて」を確認ください。

##### (1) 対象要件

質の高い行政サービスの提供、社会的課題・地域課題の解決、歳出の削減、事務の改善・効率化、豊かな市民生活の実現、将来に向けての価値創造等、本市が抱える行政課題の解決に資する提案であること

##### (2) 財政要件

本市に新たな財政負担が生じないこと

#### 5 支援内容

本市における行政課題（＝テーマ）に対して、市内中小企業の製品を活用した解決策の提案を募集します。テーマは別紙「募集テーマについて」を確認ください。

選定された実証事業については、実証事業で活用される製品の開発やブラッシュアップに対して、以下の支援を行います。

(1) 実証フィールドの調整・提供

(2) 実証から製品化までの伴走支援（専門家等による助言等）

(3) 行政課題を踏まえた製品等への意見交換及びフィードバック

(4) 実証事業の市HP等での公表（※掲載については協議のうえ決定します）

(5) 川崎ものづくりブランドの認定取得支援

なお、(1)及び(3)については、主にテーマ内容を所管する部署が主体となって行います。

※本事業は財政的な支援（補助金等の交付）はありませんので、ご留意ください。

## 6 申請

申請にあたっては、「3 事業対象者」、「4 申請要件」の条件を満たしていることを確認したうえで、川崎市経済労働局経営支援課まで必ず事前相談をお願いします。事前相談後、次の書類を提出していただきます。

- (1) 申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 誓約書（第3号様式）
- (4) 直近3か月以内の納税証明書の写し（法人の場合は法人市民税の納税証明。個人事業主の場合は市民税・県民税（個人）の納税証明）
- (5) 会社パンフレット（会社の経歴書）
- (6) 製品概要パンフレット

※提出書類は返却しません。上記以外に追加資料の提出を求める場合があります。なお、書類はオンラインフォームにて提出いただきます。オンラインフォームのリンク先は、事前相談後に個別で御案内させていただきます。

## 7 事業期間

事業期間は決定通知日から最大2年間とし、所管課と協議の上、適正な事業期間を設定します。

## 8 選定の方法

申請書類受付後、書類審査にて決定します。

※状況に応じてヒアリングを実施する場合があります。

## 9 採択の手順と方法

採択にあたり、次の手順で審査を実施します。

### (1) 申請書類の確認

提出された申請書類について、記載内容や添付書類の有無等の確認を行います。

※提出された申請書類をもとに、申請者へヒアリングを実施する場合があります。その場合には、申請書の提出後に別途日程調整等をさせていただきます。

### (2) 書類審査・決定

書類審査結果を踏まえ、決定通知を送付します。

## 10 審査基準

採択に当たり、次の基準を基に総合的に審査を実施します。

### ① 顧客・市場ニーズ把握

- ・ 顧客ターゲットの明確化・市場ニーズを具体的に把握しているか
- ・ 顧客・市場ニーズに基づく製品の構想・設計が反映されているか
- ・ 事業化後の需要が見込めるか、社会貢献度が高いと期待されるか

② 新規性・独自性	・ 開発・改良する製品に新規性・独自性があるか
③ 実現可能性	・ 市場投入までの計画の解像度が十分なされているか ・ コストも十分に考慮された収益モデルの構築が構想されているか ・ 事業化後の事業体制を構築できるか。また、実施するためのリソース・スキルが十分か
④ テーマとの適合性	・ テーマ設定した行政課題の解決に資する製品となっているか ・ 実証事業・事業化により市内への波及効果が見込まれるか
⑤ 経費の妥当性	事業継続上の懸念がないか

### 1 1 事業決定の取消し等

次のいずれかに該当するときは、事業期間中においても事業を取消します。

- ・ 法令や公序良俗に反する場合
- ・ 政治的、宗教的な立場から特定の主義主張に立脚しているなど行政の中立性を損なうおそれがあると判断される場合
- ・ 提案・計画内容の把握等に関し、提案者等の協力が得られない場合
- ・ 本市の施策や条例・規則等に反する場合や、公共性・公平性に問題がある場合、その他連携を図ることが適当でないとして判断される場合
- ・ 事業の実施に関し、関係法令に基づき必要な許可・登録等を受けていない場合

### 1 2 注意事項

- (1) 実証実験の実施に要する費用は全て申請者（企業・団体等）の負担とします。
- (2) 採択後に実証フィールド等を調整するため、調整次第では実証フィールドを御用意できず採択見送りとなる場合もございますので、予めご了承ください。
- (3) この取組は、製品や技術の効果、採算性、課題及び改善事項等について川崎市と申請者が共有し、実証及び意見交換を行うものであり、川崎市が製品や技術の導入を確約するものではありません。
- (4) 事業終了後、事業成果の普及等を目的とするヒアリング、本市が実施する事業において当該事業の成果発表の依頼や公表を行う場合がございますので、ご協力をお願いします。
- (5) 提案の提出から事業の実施までの過程のなかで、本市から提供のあった情報については、その秘密を保持の上、本市からの承諾があった場合を除き、第三者への提供はできません。
- (6) 職員が職務上作成し、又は取得した文書等は、川崎市情報公開条例に基づき情報公開の対象となっていることから、公開の求めがあった場合、提案者独自の権利やノウハウ等、公表により提案者に不都合が生じる情報以外は、公開の対象となる場合があります。

# 事業フロー

